

2020年2月6日

木村工機株式会社

代表取締役 執行役員社長 木村 恵一

問合せ先： 専務取締役 執行役員管理本部長 木村 晃

TEL：050-3733-9400

<https://www.kimukoh.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、「われわれは 知恵と汗を礎にして 社会に貢献する」を社是として事業活動を行っております。また当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため日々改善に努めております。特にリスク管理、コンプライアンス、内部統制の充実が経営上の最重要課題と位置づけ、社長をトップとする各種委員会を設置し、社外取締役、社外監査役が参加する各種会議体にて報告、諮問する体制を整えています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 《補充原則 1-2④》

当社は、機関投資家や海外投資家の比率その他の諸条件を勘案し、現時点では議決権電子行使ならびに招集通知の英訳は不要と考えております。今後は、投資家比率の推移や要望等の状況を鑑み、また他社動向を踏まえて、対応の検討を進めて参ります。

##### 《補充原則 3-1②》

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後比率が高まった時点で、他社動向を踏まえ、英語での情報の開示・提供を検討して参ります。

##### 《補充原則 4-1③》

当社では、あらかじめ代表取締役社長等の後継者を特定し計画的に育成することはせず、変化の激しい社会・経済情勢を見極めつつ、その時々を経営課題を対処するのに最もふさわしい候補者を取締役会で推薦し、「諮問委員会」の審議・答申を経て、取締役会で最終決定します。

##### 《補充原則 4-2①》

当社では、業務執行取締役・執行役員の報酬を固定報酬である月次報酬と、会社業績に連動した変動的報酬である賞与で構成しております。特に業務執行取締役については、その適切な割合を「諮問委員会」

にて審議し、その答申を受けて取締役会で決定します。ただし、以下を理由に、当社では自社株報酬を現時点では実施しておりません。

当社は短期的な利益を追求せず、持続可能な成長発展を目指しています。また、当社の新製品は技術開発から市場浸透、顧客採用まで相当な期間を要し、業績貢献時には経営陣構成が変わっている可能性があります。加えて、上場して間もないうちは、数値指標である株価が報酬と適切にリンクしたインセンティブになるか不明であります。したがって、ストックオプション制度等が経営陣の健全なインセンティブとして機能するとは現時点で考えづらいため、自社株報酬は実施せず、現金報酬のみとしています。

#### 《原則 5-2》

当社では、変化する経営環境への対処すべき課題やそれに対する経営戦略、業績の見通しおよび予想等を策定し、適時公表して参ります。なお、収益力や資本効率等に関する目標の提示、その実現のための事業ポートフォリオの見直し、経営資源配分の実行計画ならびに中期経営計画の公表については、今後検討して参ります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

##### 《原則 1-4 政策保有株式》

当社は、当社の事業戦略上の必要性、取引・協業関係の維持・強化を保有の目的として、当社の企業価値の向上に資するものを政策保有株式と定義し、それ以外は保有しない方針です。保有する株式銘柄、株式数・保有比率等については、毎年、保有の合理性を確認し、取締役会に報告しています。

政策保有株式に係る議決権については、議案の内容を精査し、投資先企業および当社の中長期的な企業価値向上や持続的成長に資する提案であるか否かを、コーポレートガバナンスの状況や株主還元方針等も勘案しつつ、保有目的との整合性の観点から、議案ごとに総合的に賛否を検討し、適切に行っています。

##### 《原則 1-7 関連当事者間の取引》

当社は、取締役・監査役や主要株主などとの取引を行う場合において、かかる関連当事者取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、特に取締役と行う利益相反取引について、取締役会規程において取締役会の決議事項とし、取締役会においては、実際の個別取引にかかる承認、報告を通じて監視を行っています。

更に、年に1回、当該取引の有無及びその内容について個別調査を行い、事実確認をしています。

##### 《原則 3-1 情報開示の充実》

当社の各項目に対する対応状況は以下の通りです。

- (i) 当社では活動の基礎となる経営理念を「社是」とし、「われわれは知恵と汗を礎にして社会に貢献する」を掲げています。また経営戦略や対処すべき課題等は事業報告に開示しております。
- (ii) 当社は「われわれは知恵と汗を礎にして社会に貢献する」を社是とし、空調技術の進歩発展を通

し、あらゆるステークホルダーへ社会的責任を果たすことが、社会に貢献すると信じています。そのため継続的な企業価値向上と効率的な経営の実現が不可欠と考えており、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んで参ります。

(iii) 当社では取締役会の諮問機関として「諮問委員会」を設置し、業務執行取締役・社外取締役の報酬の仕組みと水準を審議し、個別報酬の妥当性を検証する仕組みを構築しています。「諮問委員会」の構成員は独立社外取締役及び社外有識者とし、その過半数を独立社外役員が担います。現在は委員3名で構成し議長は独立社外役員より選出しております。

(iv) 業務執行取締役の選任と取締役候補の指名にあたっては、企業価値向上に貢献できるための能力や見識に優れ、人格等を総合判断した人材を株主総会に提案する方針に基づき実施しております。なお、業務執行取締役は、各担当分野の経営に関する高い能力と知見を有する者とし、社外取締役は、優れた経験・知識・専門性をもとに独立・客観的な立場からの助言が期待できる者を提案する方針です。なお、取締役候補を取締役会が指名する際は、より公平性・透明性を高めるために、「諮問委員会」において審議を行い、取締役会では諮問委員会の答申を尊重して最終的に決定しております。また、業務執行取締役の解任については、職務執行上の義務違反や任務懈怠、著しい能力不足等がみられた場合に、「諮問委員会」における審議・答申を経て、取締役会で決定しております。

(v) 業務執行取締役の選解任と取締役・監査役候補の個々の選任・指名理由については、株主総会招集通知の参考資料で開示いたします。

#### 《補充原則 4-1①》

当社は、法令及び定款に定められた事項並びに当社における経営上重要な事項については取締役会で決定する旨を取締役会規程にて定めています。また、各取締役、執行役員に対して委任する職務・権限の範囲については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により規定することによって、業務執行のスピードアップを図っています。

#### 《原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用》

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、当社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任しています。具体的には、大手金融機関における豊富な経験と幅広い見識を持つ人物と、建築設備分野における豊富な見識と大手建築設計事務所の経営に関与した経験を持つ人物、合計2名の独立社外取締役を選任し、経営全般への助言と監督に当たって頂いております。

#### 《原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質》

独立社外取締役の選任基準は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たした者として指定しています。また、これに加えて当社と異なるバックグラウンドにおける経営経験や専門的知見を活かした公平な助言、建設的な議論が期待できる候補者を選定しており、選任理由を株主総会参考資料、

有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書などにて開示しています。

《原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件》

当社の取締役会は、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えている取締役によって構成し、ジェンダー等の多様性及び人員規模にも十分に配慮しています。

また、監査役は弁護士、公認会計士、税理士などの高い専門性を有する人物を選任しています。特に財務・会計に関しては、適切な知見を有している人物を1名以上選任することとしています。

また、毎年度、取締役会への出席率や各取締役・監査役の発言状況等の調査を行うことにより、実効性を評価しています。

《補充原則 4-11①》

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を上記のように定めています。

また、取締役の選任に関しても同様であり、手続きについては、取締役会において十分に議論したのち、「諮問委員会」において審議され、「諮問委員会」の答申を尊重し取締役会で最終的に決定します。

《補充原則 4-11②》

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。

取締役会及び監査役会の出席率は各役員とも高く実効性は確保されているものと考えます。

《補充原則 4-11③》

当社では、毎年度、取締役会出席率や各取締役・監査役の発言状況等の分析等を通じて、取締役会の実効性を評価しています。

当社の取締役会については、現状、高い出席率(下記参照)、適度な議題設定による十分な議論時間の確保、社外含めた取締役および監査役からの活発な意見提言により、十分な実効性が確保出来ていると評価しています。

※2018 年度の出席率 全体：【99.3%】

うち社外取締役：【100.0%】、社内取締役：【100.0%】、監査役：【98.0%】

《補充原則 4-14②》

当社は、取締役・監査役に対し、定例取締役会の機会等に適宜研修を実施したり、個別に外部セミナーへの参加やeラーニングの受講を促すなどによりトレーニングを行っております。特に常勤監査役は日本監査役協会が主催するセミナー等へ積極的に参加しています。

また、社外取締役・社外監査役に対しては、当社及び当社事業を取り巻く環境への理解を深めることを目的に当社事業拠点の視察の機会を提供することとしています。なお、それら以外にも、必要と判断す

るものについては、適宜研修の機会を設けることとしています。

《原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針》

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、株主との対話には合理的な範囲で前向きに対応します。そのために、IRを統括する担当取締役等を中心に、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを進めて参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社KIMURA	420,000	11.74
大阪中小企業投資育成株式会社	300,000	8.39
木村 恵一	189,000	5.28
大河内 英枝	168,000	4.70
株式会社みずほ銀行	165,000	4.61
日本生命保険相互会社	160,000	4.47
株式会社三井住友銀行	140,000	3.91
第一生命保険株式会社	120,000	3.36
木村 晃	114,000	3.19
三菱電機株式会社	100,000	2.80
神鋼商事株式会社	100,000	2.80

支配株主（親会社を除く）名	0
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	第二部
決算期	3月

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西家伸郎	他の会社の出身者													
佐藤信孝	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西家伸郎	○		同氏は、大手金融機関における豊富な経験と幅広い見識を備えておられ、これをもとに、当社の経営監督と、経営全般に助言をいただけるものと判断し、社外取締役を選任いたしました。また、同氏が現在勤務している第一生命保険株式会社(同社の関連会社等を含む。)と当社との間に取引関係がありますが、取引金額は僅少であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
佐藤信孝	○	—	同氏は、建築設備分野における豊富な見識と大手建築設計会社の経営に関与された経験を有しておられ、これをもとに、当社の経営監督と、経営全般に助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任い

			たしました。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	—	2	—	社外有識者 1	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	—	2	—	社外有識者 1	社外取締役

補足説明

諮問委員会は、取締役の選任並びに報酬に係る取締役会機能の独立性・客観性・透明性の確保と説明責任の強化を目的として設置しております。
---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況



当社では監査役監査規程で内部監査室及び会計監査人との連携を規定し、内部監査規程で監査役及び会計監査人との連携を規定しております。

常勤監査役が内部監査に同行し監査役監査を実施することで、両者が連携しやすく効率的な監査ができるように努めています。また、月例監査役会では内部監査室長が出席し、その他の監査役に対しても内部監査の状況報告が行われております。

四半期に一度の会計監査人による監査役会への監査状況報告会では、監査役全員及び内部監査室長が出席し、それぞれの監査の状況報告がなされるとともに意見交換がなされます。

加えて、半期での会計監査人のたな卸しの立ち合いにおいても全監査役及び内部監査室長が参加し、連携をとりながら効率的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 和彦	他の会社の出身者							△						
加納 淳子	弁護士													
佐々木 健次	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 和彦	○	同氏が過去に勤務及び役員経験がある株式会社菱冷社及び三菱電機冷熱機器販売株式会社（同社の関連会社等を含む。）と当社との間には取引関係があり、主要取引先であります。	同氏は、空調業界における豊富な見識と経営に関与された経験を有します。これをもとに適正な監査が期待でき、経営全般に対する監督機能を強化することが可能になると判断し、社外監査役に選任いたしました。また、同氏が過去に勤務及び役員経験がある会社が主要取引先であるものの、当社の独立性判断基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
加納 淳子	○	—	同氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的知見を有するとともに、大手メーカーへの出向経験を通じ、企業法務に精通していることから、社外監査役として適正な監査が期待でき、また法令遵守体制の構築にあたっての助言・提言をいただけるものと判断し、選任いたしました。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。

佐々木 健次	○		<p>同氏は、公認会計士としての豊富な経験と高度な専門的知見を有するとともに、大手企業の監査経験を通し、企業会計及び内部統制に精通していることから、社外監査役として適正な監査が期待でき、また当社の監査体制の強化にあたっての助言・提言をいただけるものと判断し、選任いたしました。また、同氏が過去に勤務及び役員経験がある EY 新日本有限責任監査法人と当社との間に監査契約等の取引関係がありますが、当社の独立性判断基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
--------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
<p>当社では、会社業績に連動した変動的報酬である賞与を実施しておりますが、自社株報酬は実施していません。</p>	
ストックオプションの付与対象者	—

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

—

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、業務執行取締役・執行役員の報酬を固定報酬である月次報酬と、会社業績に連動した変動的報酬である賞与で構成しております。特に業務執行取締役については、その適切な割合を「諮問委員会」にて審議し、その答申を受けて取締役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び監査役のサポートをおこなう専任の人員は配置しておりませんが、管理担当取締役及び総務部、内部監査室等が適宜補助的にそれぞれ対応しております。

重要な事項が発生した場合は、管理担当取締役より社外取締役および監査役に対し、報告、説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。その中で、経営の透明性・公正性・迅速性の維持・向上を図るために、取締役会の監督機能の強化を進めております。具体的には、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役4名のうち3名が社外監査役となっております。また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るために取締役8名のうち2名を社外取締役としております。同時に迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を図っております。さらに経営の客観性・透明性を確保するため、任意の諮問機関として社外取締役を委員長とする「諮問委員会」を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、機関設計において監査役会設置会社を採用しています。3名の社外監査役は、弁護士、公認会計士等それぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確な経営監視を実行しております。また、2名の社外取締役は長年にわたる企業経営に基づく見識を有し、これをもとにした的確な提言をしており

ます。従って、経営監督の面においては十分に機能する企業統治体制が整備されているものと判断し、現状の体制としております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より数日早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より数日前倒して実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の比率の推移や要望等の状況を鑑み、今後検討して参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の比率の推移や要望等の状況を鑑み、今後検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家比率の推移や要望等の状況を鑑み、今後検討して参ります。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	投資家比率の推移や要望等の状況を鑑み、今後検討して参ります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年間1回程度、東京にて開催を検討しております。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家比率の推移や要望等の状況を鑑み、今後検討して参ります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部を主管部門としております。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「社是」を経営理念とし、あらゆるステークホルダーの価値実現を図るため、日々の事業活動を通じて社会的信頼を高め、より一層魅力ある会社を目指しております。また、「コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理を確立するとともに、よき企業市民を目指すことを追求しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	地球環境と密接に関係する空調機器メーカーとして未来に対する責任を持ち、当社の強みや特性を地球環境問題に活かすとともに、イノベーションと先進技術を通じて企業の社会的責任を果たして参ります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページに公表予定のディスクロージャーポリシーに基づき、すべてのステークホルダーに対し、必要な情報を適時適切に情報開示して参ります。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の構築に関する基本方針を、次の通り決定しております。なお、効率的で適法な体制とするため、適時見直しを行い、継続して改善を図るものとしします。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、「社是」「社訓」及び「コンプライアンス規程」を定め社内に周知する。

- (2)各部門のコンプライアンスを統括する組織として、代表取締役執行役員社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、行動規範及び行動基準の管理、改訂を行う。
  - (3)企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査室を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図る。
  - (4)内部通報制度を設け、違法行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合に内部通報窓口に直ちに通報するものとして社内規程を定める。
  - (5)財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - (1)法令及び社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存及び管理を行う。
    - (2)情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
    - (3)情報の適切な管理を行うため、法令及び社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。
  3. 損失危険の管理に関する規程その他の体制
    - (1)「リスク管理規程」を定め、代表取締役執行役員社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」においてリスクの洗い出し・評価の報告および対応方針の決定を行う。
    - (2)管理部門各セクションによる日常的なリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
    - (3)万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合、社長もしくは社長から指名された者を本部長とする対策本部を設置し、情報収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。
  4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (1)毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針及び経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務遂行を監督する。また、取締役・執行役員をもって構成される執行役員会を毎月1回開催し、重要な業務遂行を審議する。
    - (2)経営管理上の重要事項の指定、意思決定プロセス、周知徹底及び記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項及びその他の重要事項は、取締役会規則その他重要事項に関する規程に定め、法令及び定款の定めに従った適法かつ円滑な運営を図る。
  5. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該従業員からの独立性の確保に関する体制
    - (1)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その職務に相応しい従業員を速やかに任命することとする。
    - (2)監査役を補助すべき従業員は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの独立性を確保されるとともに、当該従業員の人事異動については事前に監査役と協議のうえ、行うものとする。

6. 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び違法行為等が発生もしくは発生するおそれがあると判断した場合、直ちに監査役会に報告することとする。
- (2) 監査役は代表取締役と定期的に会合をもつ他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて重要な書類を閲覧し、説明を求めることができるものとする。
- (3) 監査役会は、取締役及び従業員から報告を受ける他、会計監査人及び内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。
- (4) 監査役へ報告を行った者及び内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務の遂行について生ずる費用を、当社に対し請求したときは、速やかに処理することとする。
- (2) 監査役がその職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携することを認める。

8. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 反社会的勢力に対して断固たる行動で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針として周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力対応規程」を整備し、会社の基本姿勢、日常業務での注意点、取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応等を役員及び社員に周知させております。また、各拠点責任者は不当要求防止責任者選任届を行い、各都道府県に設置された暴力追放運動推進センターの実施する研修を受講するなどの対応を行っています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

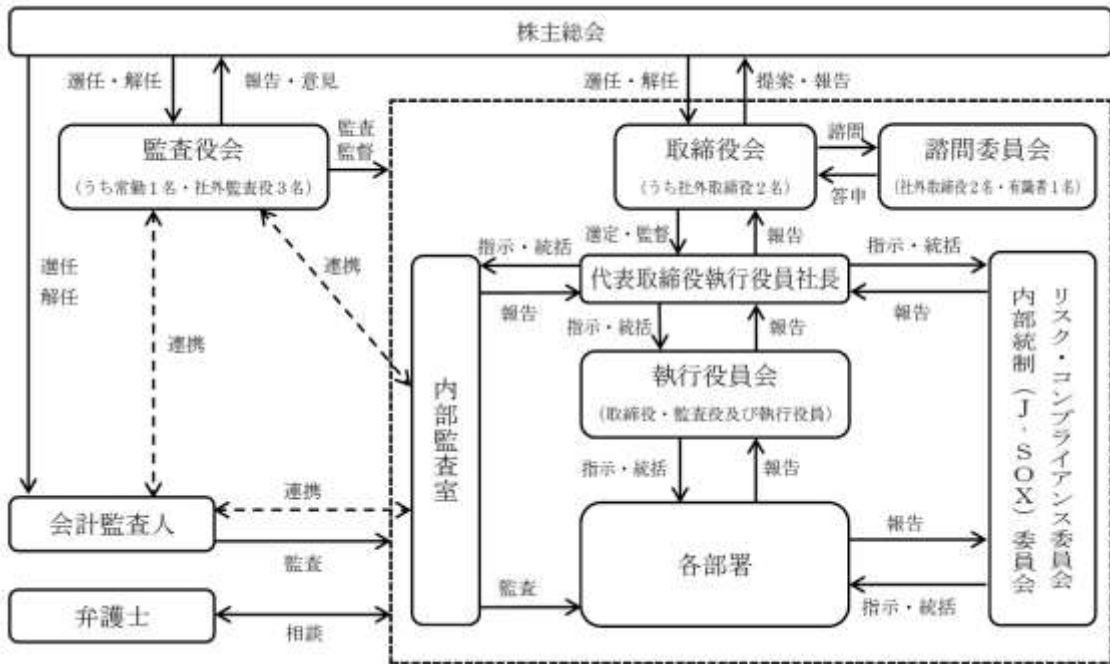
—
---



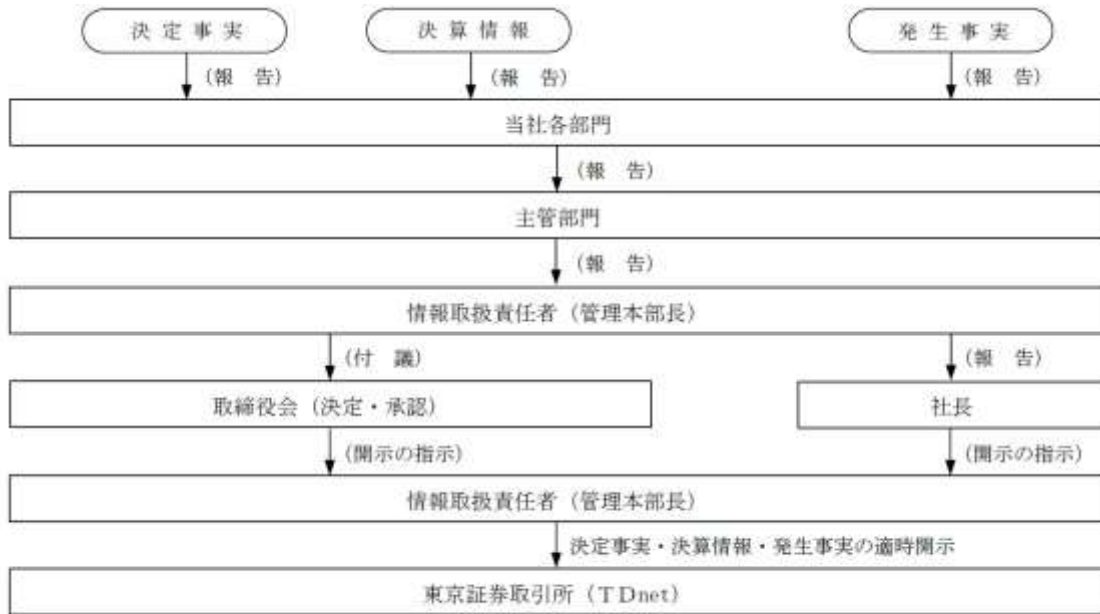
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

以上